

人権だより

NO.106

令和8年8月発行

岐阜県環境エネルギー生活部 人権施策推進課 岐阜県人権啓発センター
〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 (県庁2F)

☎058-272-1111 (内線3052) 直通058-272-8250

「ちょっといい話」を募集しています!

日々の生活の中で、ほんの少し相手のことを思っかけて「言葉」や「行動」に、周りの空気が温かくなったという経験はありませんか。

また、あなたがつらかったとき、苦しかったときかけられた「言葉」や「行動」が励ましになった経験はありませんか。このような身のまわりで経験した心温まる出来事を募集します。

応募期限

令和8年9月4日(金) 必着

応募資格

どなたでも可能

応募方法等



- ・自分が体験した、あるいは自分の周りにあった心に残る「ちょっといい話」を200字程度にまとめてください。
- ・作品には必ずタイトルをつけ、「お住いの市町村」、「お名前」、小学生～高校生までの方は「小・中・高校/学年」をご記入ください。
- ・下記のURL(県ホームページ)から原稿用紙をダウンロードして使用していただき、郵便、FAX、Eメール等でご提出してください。

原稿用紙

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/479929.html>

- ・また、下記のURL(応募画面)から直接入力するか、QRコードを読み取っていただき、スマートフォンからも応募できます。

応募画面

<https://logoform.jp/form/T8mB/1437998>



スマホからの応募画面

注意事項

- 1 応募作品の著作権は応募者に帰属しますが、冊子やパネル、その他啓発資料等で匿名にて紹介させていただくことについて、予めご了承の上、ご応募ください。
- 2 応募は無料です。ただし、作品の送料は応募者側の負担とします。
- 3 応募いただいた作品は返却しません。
- 4 作品中の個人を特定される部分は掲載しないか、作品の趣旨を損なわない範囲で一部修正することができますのでご了承ください。
- 5 個人情報については適切に管理し、目的外に本人の同意なく個人情報を開示しません。

応募先・問い合わせ先

岐阜県環境エネルギー生活部 人権施策推進課

〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1

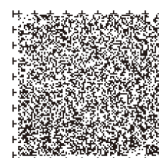
TEL 058-272-8250

FAX 058-278-2615

Eメール c11227@pref.gifu.lg.jp

※この資料は、法務省委託事業により作成されています。

右のマークは音声コード「Uni-Voice」です。専用アプリなどで読み取ると、内容を音声で聞くことができます。



第三者による住民票の写し等の不正請求を防ぐために

本人通知制度（住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度）

全国で住民票の写しや戸籍謄本等（以下「住民票の写し等」という。）が、本人の知らないところで第三者により不正に取得される事案が相次いで起こりました。その中には、身元を調査するためのものもあったとされており、このような行為は、個人情報の不正取得にとどまらず、結婚差別や就職差別等の重大な人権侵害を引き起こします。こういった事案を防止するため、県内の全市町村では「本人通知制度」が導入されています。

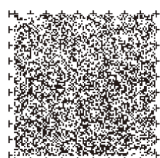
この制度は、市町村の窓口で交付される住民票の写し等が本人以外の第三者に交付された際、その事実を登録市町村から本人に通知するものです。

本人通知を希望する方は、住所や本籍のある（過去にあった場合を含む。）市町村にて事前登録が必要です。



県内の市町村・お問い合わせ先（令和8年6月1日現在）

地区	団体名	代表番号	団体名	代表番号	団体名	代表番号
岐阜地区	岐阜市市民課	058-265-4141	羽島市市民課	058-392-1111	各務原市市民課	058-383-1111
	山県市市民環境課	0581-22-2111	瑞穂市市民課	058-327-4111	本巣市市民課	058-323-1155
	岐南町住民課	058-247-1333	笠松町住民課	058-388-1111	北方町住民保険課	058-323-1111
西濃地区	大垣市窓口サービス課	0584-81-4111	海津市市民課	0584-53-1111	養老町住民環境課	0584-32-1100
	関ヶ原町住民課	0584-43-1111	垂井町住民課	0584-22-1151	神戸町住民保険課	0584-27-3111
	輪之内町住民環境課	0584-69-3111	安八町生活環境課	0584-64-3111	揖斐川町住民生活課	0585-22-2111
	大野町住民課	0585-34-1111	池田町住民課	0585-45-3111		
中濃地区	関市市民課	0575-22-3131	美濃市市民生活課	0575-33-1122	美濃加茂市市民課	0574-25-2111
	可児市市民課	0574-62-1111	郡上市市民課	0575-67-1121	坂祝町窓口税務課	0574-26-7111
	富加町住民課	0574-54-2111	川辺町住民課	0574-53-2511	七宗町住民課	0574-48-1111
	八百津町住民課	0574-43-2111	白川町住民課	0574-72-1311	東白川村住民福祉課	0574-78-3111
	御嵩町住民環境課	0574-67-2111				
東濃地区	多治見市市民課	0572-22-1111	中津川市市民課	0573-66-1111	瑞浪市市民課	0572-68-2111
	恵那市市民課	0573-26-2111	土岐市市民課	0572-54-1111		
飛騨地区	高山市市民課	0577-32-3333	飛騨市市民保険課	0577-73-2111		
	下呂市市民サービス課	0576-24-2222	白川村住民課	05769-6-1311		



STOP! 職場のハラスメント

令和8年10月1日から、職場におけるカスタマーハラスメント防止措置及び求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止措置が義務化されます。

職場のハラスメントを防止するため、事業主には以下の措置を講ずる義務があります。

- ハラスメントがあってはならない旨の方針の明確化及びその周知啓発
- 相談（苦情を含む）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
- 職場におけるハラスメントの事後の迅速かつ適切な対応
- 相談者・行為者等のプライバシーの保護、相談したこと等を理由とした不利益取り扱いを禁止する旨を定め周知
- ＜カスタマーハラスメント対策のみ＞
- 職場におけるカスタマーハラスメントへの対応の実効性を確保するために必要なその抑止のための措置

★その他、以下のハラスメントについては、現行法で職場におけるハラスメント防止措置が義務付けられています。
くわしくは、2次元コードから岐阜労働局ホームページをご覧ください。

セクシュアル ハラスメント



パワー ハラスメント



妊娠・出産等を 理由とする ハラスメント



育児・介護休業 等を理由とする ハラスメント



岐阜労働局HP

■問い合わせ先／岐阜労働局雇用環境・均等室 TEL 058-245-1550

公正な採用選考をめざして

応募者に広く門戸を開いた上で、本人の適性と能力に基づいた基準による「公正な採用選考」をお願いします。特に応募書類には、就職差別につながるおそれのある事項を含まないもの（厚生労働省履歴書様式例（<https://kouseisaiyou.mhlw.go.jp/methods.html#methods01>）を参照）を用いるとともに、面接時においても、あらかじめ質問事項を決めておき、就職差別につながるおそれのある事項の質問は行わず、すべての応募者に公平な対応をお願いします。

＜就職差別につながるおそれのある応募書類＞

「戸籍謄（抄）本」「住民票」「現住所（自宅付近）の略図等」「健康診断書」など

＜採用選考時における健康診断＞

- ・その必要性を慎重に検討すること。
- ・合理的かつ客観的に必要である場合を除き、実施しないこと。

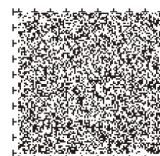
＜採用内定後にも注意を＞

*採用内定後においても、雇用管理上の合理的な必要性が認められる範囲に限って把握するようにしましょう。単に従来からの慣行であるなどの理由で画一的に提出させることは避け、「本籍」や「家族」欄がある古い労働者名簿等はそのまま使用しないこと。



公正採用選考特設サイト

■問い合わせ先／岐阜労働局職業安定部職業安定課 TEL 058-245-1311
又は最寄りのハローワーク



全国一斉「こどもの人権相談」強化週間

～なんでもおしえて こころのもやもや～ における電話相談所の開設について

いじめやSNSに悪口を書き込まれたなど、学校や家、その他のことでだれにも打ち明けることのできない悩みについて、どなたでもお気軽にご相談ください。

日 時

令和8年8月28日（金）から令和8年9月3日（木）まで

月曜日から金曜日は、午前8時30分から午後7時まで

土・日曜日は、午前10時から午後5時まで

（上記強化週間以外の日でも、平日8時30分から午後5時15分まで相談に応じています。）

※相談は無料です。

秘密は厳守します！！

電話番号

こどもの人権110番 0120-007-110（フリーダイヤル）

※携帯電話からもかけられます。

相談担当者

人権擁護委員、法務局職員

パソコンからは

インターネット人権相談

検索

携帯電話からは 右のQRコードを読み取れば相談ページにアクセスできます。

SNS（LINE）による人権相談

アカウント名 法務局LINEじんけん相談

検索ID @linejinkensoudan

右のQRコードを読み取れば友達登録できます。



インターネット
人権相談窓口HP



LINEじんけん相談
友だち登録ページ

こどもの人権SOSミニレター事業について

秘密は厳守します！！

岐阜地方法務局では、「いじめ」「体罰」「虐待」などの問題に対する活動として、岐阜県内の小学校・中学校の児童・生徒に「こどもの人権SOSミニレター」を配布しています。

このミニレターに相談したいことを書いて、裏面の封筒部分を切り取り、便せん部分を入れてポストに投函すると、岐阜地方法務局に届きます。切手を貼る必要はありません。

人権擁護委員や法務局職員が手紙を読んで、子どもたちが何を悩んでいるのか、どのような内容の返事を書けば悩みが解消するのかなどを考え、返事を出します。子どもたちが少しでも悩みから抜け出せるように、また、子どもたちの力になるようにアドバイスしています。

返事を出すときには、新しいミニレターを同封していますので、子どもたちの手元には常にミニレターがあることになり、いつでも相談できるようにしています。

困ったことがあれば、「こどもの人権SOSミニレター」を使って、ぜひご相談ください。



※ミニレターが手元にない方で、ご希望の方は、

こどもの人権110番

0120-007-110

（フリーダイヤル）までお電話ください。

Uni-Voice（ユニボイス）って？

各ページの右または左下隅に、バーコードのようなものが印刷されています。これは、音声コード『Uni-Voice』といいます。この音声コードを専用のアプリで読み込むことで、本誌の内容を音声で聞くことができます。

また、音声コードの位置がわかるように、用紙に切り込みを入れてあります。目の不自由な方々にも、当課が発行する啓発資料を活用していただくため、人権だよりは、『音声コード』による情報提供を行っています。

